

ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイドライン要件チェックシート (1/3)

申請者	東芝テック株式会社	製品分類	デジタル複合機
適合宣言者	ワークプレイス事業本部 MFPソリューション統括部 MFP商品企画部長 山崎 広之	製品名	e-STUDIO2010AC
申請日	2021/9/14	確認した ファームウェア バージョン	TB01HD0W1103

ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイドライン Ver.1.00 要件チェックシート					回答欄		
ID	セキュリティ要件	ステータス a)	機能要件	確認項目	サポート b)	顧客向け公開情報 (識別情報/記載箇所)	補足
IA-1	管理者の認証	M	セキュリティ設定にアクセスする際に管理者の認証を要求する機能をもつこと。	管理者の認証機能の説明が顧客向け公開情報に記載されていること。	Y	●識別情報 取扱説明書:TopAccessガイド ●記載箇所 第8章[管理者]タブ/[セキュリティ]/[認証]	
IA-2	デフォルトパスワードの変更	M	1) 管理者の認証に用いるID及び/又はパスワードを変更する機能をもつこと。 2) 管理者の認証に用いるID及び/又はパスワードについて、初めてHCDを利用するときに、あらかじめ設定されている管理者ID及び/又はパスワードの変更を促す機能、又はこれに準ずるものをもつこと。	1) 管理者ID及び/又はパスワードの変更方法が顧客向け公開情報に記載されていること。	Y	●識別情報 取扱説明書:TopAccessガイド ●記載箇所 第7章[ユーザ管理]タブ/[ユーザアカウント]/[ユーザ情報編集]	
				2) 初めてHCDを利用するときに、あらかじめ設定されている管理者ID及び/又は管理者パスワードの変更を促す機能、又はこれに準ずるものについての説明が顧客向け公開情報に記載されていること。	Y	●識別情報 取扱説明書:安全にお使いいただくために ●記載箇所 セキュリティに関するご利用上の注意事項/管理者の方へ	
				3) 管理者の認証にID及び/又はパスワード以外を使用するHCDの場合、認証方法に関する説明が顧客向け公開情報、又は申請資料に記載されていることによつて、この要件を満足するものとみなす。	-	-	
MT-1	機器のセキュリティ設定管理	M	セキュリティ設定は、管理者だけが設定・変更できること。	1) セキュリティ設定のリストが申請資料に記載されていること。申請資料に記載するセキュリティ設定のリストは、この規格のセキュリティ機能要件に影響を与えるものに限定してもよい。	Y	●識別情報 本資料 ●記載箇所 補足(右記)	セキュリティ設定リスト セキュリティ設定 ネットワーク設定 ユーザ管理設定
				2) セキュリティ設定の設定・変更を管理者だけに限定していることが顧客向け公開情報から読み取れること。	Y	●識別情報 取扱説明書:TopAccessガイド、設定管理ガイド ●記載箇所 TopAccessガイド:第8章[管理者タブ]、第7章[ユーザ管理]タブ 設定管理ガイド:第2章 [設定項目(管理者設定)]	
MT-2	セキュリティ設定の初期化	M	HCDの返却や譲渡、廃棄時にセキュリティ設定を初期化できる機能をもつこと。ただし、ネットワーク経由での初期化の実施は管理者だけに限定される。	セキュリティ設定を初期化するための操作方法が顧客向け公開情報に記載されていること。	Y	●識別情報 取扱説明書:設定管理ガイド ●記載箇所 第2章 [設定項目(管理者設定)]/[システムの初期化]	

ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイドライン要件チェックシート (2/3)

ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイドライン Ver.1.00 要件チェックシート					回答欄		
ID	セキュリティ要件	ステータス ^{a)}	機能要件	確認項目	サポート ^{b)}	顧客向け公開情報 (識別情報/記載箇所)	補足
PT-1	ファームウェアアップデート機能	M	1) HCDのファームウェア及び/又はソフトウェアの現在のバージョンを確認する機能をもつこと。 2) HCDのファームウェア及び/又はソフトウェアをアップデートする機能をもつこと。ただし、ネットワーク経由でのアップデート機能の実施は管理者だけに限定される。 3) HCDのファームウェア及び/又はソフトウェアをアップデートする前に、インストールするファームウェアの完全性を検証する機能をもつこと。	1) HCDのファームウェア及び/又はソフトウェアのバージョンを確認するための操作方法が顧客向け公開情報、又は申請資料に記載されていること。	Y	●識別情報 取扱説明書:TopAccessガイド ●記載箇所 第8章[管理者タブ]/[バージョン]	
				2) HCDのファームウェア及び/又はソフトウェアのアップデート処理を開始するための操作方法又は代替手段の説明が顧客向け公開情報、又は申請資料に記載されていること。	Y	●識別情報 取扱説明書:TopAccessガイド ●記載箇所 第8章[管理者タブ]/[保守]/[システムアップデート]	
				3) HCDのファームウェア及び/又はソフトウェアをアップデートする前に、インストールするファームウェアの完全性を検証する機能をもつことの説明が、顧客向け公開資料、又は申請資料に記載されていること。	Y	—	—
DP-1	大容量記憶装置データ保護 (条件付き必須)	MC ^{c)}	HCDが大容量記憶装置をもつ場合、大容量記憶装置内にユーザーが供給した情報の内容を、設定又は操作によって利用できなくする機能をもつこと。ただし、ネットワーク経由で設定又は操作する場合は、管理者だけに限定される。	1) 大容量記憶装置内のデータが流出することを防ぐための方法が顧客向け公開情報、又は申請資料に記載されていること。 1.1) データを完全消去する機能をもつ場合は、データを完全消去するための指示方法。 1.2) データを暗号化する機能をもつ場合は、暗号化機能を有効化するための指示方法。	Y	●識別情報 セキュリティガイド https://www.toshibatec.com/cnt/security/pdf/Security_Guide_V6.2.pdf ●記載箇所 3.2 Data Encryption Function	
				2) 以下のようなHCDで、この要件を必要としない場合は、その理由が顧客向け公開情報、又は申請資料に記載されていること。 2.1) 大容量記憶装置をもたないHCD。 2.2) 大容量記憶装置がウェアレベリング機能を持ち、廃棄時のデータ削除機能をもつHCD。 2.3) その他、この要件を必要としない技術を用いた場合は、その手段。	-	—	
TP-1	インターネット通信データ保護 (条件付き必須)	MC ^{d)}	1) インターネットを介して通信する機能をもつ場合、暗号通信機能をもつこと。 2) 暗号通信機能で使用可能な暗号通信方式とそのバージョンを明確にすること。	1) 暗号通信機能をもつHCDの場合、以下の項目が顧客向け公開情報、又は申請資料に記載されていること。 1.1) 暗号通信機能をもつ旨。 1.2) サポートする暗号通信方式 (TLS等) とそのバージョン。	Y	●識別情報 取扱説明書:TopAccessガイド ●記載箇所 第8章[管理者タブ]/[セットアップ]/[ネットワーク]	TLS : V1.0, 1.1, 1.2 IPsec: IKEv2
				2) ルータを越えられないプロトコルしかもっていないHCDで、この要件を必要としない場合は、その理由が顧客向け公開資料、又は申請資料に記載されていること。	-		
NI-1	PSTNファクスとネットワーク間の分離 (条件付き必須)	MC ^{e)}	HCDがPSTNファクス機能を備えている場合、PSTNファクスとネットワークの中継機能がないこと。	1) PSTNファクスモデムがファクスプロトコルを用いた利用者データの送信又は受信だけに使用され、ファクスモデム経由のネットワーク通信はできないことが顧客向け公開情報、又は申請資料に記載されていること。	Y	●識別情報 本資料 ●記載箇所 補足(右記)	PSTNファクス回線はファクスプロトコル専用であり、また、PSTN回線とネットワークは物理的に隔離されているため、PSTNファクスモデム経由のネットワーク通信は出来ない
				2) PSTNファクス機能をもたないHCDで、この要件を必要としない場合は、その理由が顧客向け公開資料、又は申請資料に記載されていること。	-		

ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイドライン要件チェックシート (3/3)

ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイドライン Ver.1.00 要件チェックシート					回答欄		
ID	セキュリティ要件	ステータス ^{a)}	機能要件	確認項目	サポート ^{b)}	顧客向け公開情報 (識別情報/記載箇所)	補足
CM-1	構成管理	M	構成管理システムを使用し、少なくともバージョン管理によって製品及びその構成要素を一意に識別していること。	構成管理システムを使用し、バージョン管理によって製品及びその構成要素を一意に識別していること。	Y	-	-
PR-1	運用環境	M	外部から保護されたネットワーク内で製品を使用することをユーザーに促していること。	“外部から保護されたネットワーク内で製品を使用すること”を促す記述が顧客向け公開情報に記載されていること。	Y	●識別情報 取扱説明書:安全にお使いいただくために ●記載箇所 セキュリティに関するご利用上の注意事項/管理者の方へ	
FR-1	問い合わせ窓口	M	疑わしい脆弱性に対し、ユーザーが報告や問い合わせを行う手段があること。	1) 以下のうちいずれか、又は複数が可能なのが顧客向け公開情報、又は申請資料に記載されていること。 1.1) 製造業者及び/又は販売事業者ホームページの問い合わせフォーム。 1.2) 製造業者及び/又は販売事業者への連絡窓口(電話、メール、SNS等)。	Y	●識別情報 メーカーHP ●記載箇所 http://www.toshibatec.co.jp/contacts/products/	
FR-2	ファームウェアの提供	M	1) セキュアなファームウェア及び/又はソフトウェアの利用をユーザーに促していること。 2) 脆弱性が確認された場合に、対策ファームウェア及び/又は対策ソフトウェアを提供する体制があること。	1) 脆弱性の対策ファームウェア及び/又は対策ソフトウェアが提供可能であることを知らせる方法として、以下のうちいずれか、又は複数が可能なのが顧客向け公開情報、又は申請資料に記載されていること。 1.1) 製造業者及び/又は販売事業者のホームページでの告知。 1.2) 製造業者及び/又は販売事業者からの連絡(電話、メール、SNS、訪問等)。	Y	●識別情報 本資料 ●記載箇所 補足(右記)	製造業者及び/又は販売事業者からの連絡
				2) 脆弱性の対策ファームウェア及び/又は対策ソフトウェアの提供方法として、以下のうちいずれか、又は複数が可能なのが顧客向け公開情報、又は申請資料に記載されていること。 2.1) 製造業者及び/又は販売事業者のホームページからの提供。 2.2) 担当サービスからの提供。 2.3) ネットワーク経由の配信。	●識別情報 本資料 ●記載箇所 補足(右記)	2.2) 担当サービスからの提供 2.3) ネットワーク経由の配信	
VA-1	脆弱性スキャナーによる検証	M		1) 脆弱性スキャナーによる検証を実施済みであること。	Y	-	-
				2) 脆弱性スキャナーによる指摘に対して、その評価結果に応じた適切な対応を実施済みであること。	Y	-	-
VA-2	未使用TCP/UDPポートのクローズ	M	意図的に開けているもの以外のTCP/UDPポートは閉じていること。	1) ポートスキャンによるポート開閉状況の検証を実施済みであること。	Y	-	-
				2) 意図的に開けているポート以外のポートは閉じていることを確認済みであること。	Y	-	-
VA-3	デバッグポートのクローズ	M	開発中にだけ使用するデバッグポートは閉じていること。	全てのデバッグポートが閉じていることの確認を実施済みであること。	Y	-	-

- 注 a) ステータス欄は、規定の状態を示す。以下の表記を用いる。
M 規定は必須要件である。
MC 規定は必須要件であり、条件付きである。
b) サポート欄は、本ガイドライン適合宣言書の宣言者が記入する
Y 実装によってサポートされる。
N 実装ではサポートされていない。
- 当該規定は適用されない。
c) 大容量ストレージデバイス(HDD/SSD)を内蔵するHCDは必須とする。
d) インターネットを介して通信する機能をもつHCDは必須とする。
ルータを越えられないプロトコルのみHCDの場合は要求しない。
e) PSTNファクス機能をもつHCDは必須とする。

ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイドライン Ver.1.00 適合判定	回答欄の確認	<input checked="" type="checkbox"/>
	適合判定	適合
	確認日	2021/9/14